

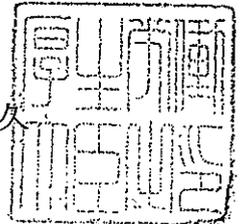
厚生労働省発職 0329 第1号

平成 28 年 3 月 29 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

(雇用均等・児童家庭局関係)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇四 (略)

五 両立支援等助成金制度の改正

(一) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金制度の改正

イ 平成二十八年三月三十一日までに、対象保育施設の運営を開始した事業主又は事業主団体に対し支給するものとする。

ロ 支給期間を、対象保育施設の運営を開始した日から起算して十年を経過する日までの間に延長すること。

(二) 出生時両立支援助成金制度の創設

イ 次のいずれにも該当する事業主（次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）第十

五条の二の規定により認定されたものにあつては、(イ)及び(ロ)に該当するもの) に対し、ロに掲げる額を支給するものとする(一)の年度において、一回の支給に限る。)。

(イ) その雇用する男性被保険者における育児休業の取得の推進に関する取組を行った事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているものであること。

(ロ) その雇用する男性被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、十四日以上(中小企業事業主にあつては、五日以上)の育児休業を取得させた事業主(その育児休業の開始前三年以内の期間において、当該育児休業を取得した男性被保険者の数が一以上の事業主を除く。)であること。

(ハ) 厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であること。

ロ 次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額を支給するものとする。

- (イ) イ(ロ)に該当する被保険者が初めて生じた事業主 三十万円 (中小企業事業主の場合 六十万円)
- (ロ) イ(ロ)に該当する被保険者が生じた事業主であつて、(イ)に該当しないもの 十五万円

(三) 介護支援取組助成金制度の創設

その雇用する被保険者に係る仕事と介護との両立の推進に関する取組を行った事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているものに対して、六十万円を支給するものとする。

(四) 中小企業両立支援助成金制度の改正

イ 代替要員確保コースの改正

(イ) 原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者に係る支給額について、被保険者一人につき五十万円に引き上げること。

(ロ) (イ)に該当する被保険者について、期間の定めのない労働契約を締結した場合にあつては、十万円を加算して支給するものとする。

ロ 期間雇用者継続就業支援コースの廃止

六箇月以上の育児休業をした、期間を定めて雇用する被保険者を、育児休業後に原職等に復帰又は通常の労働者に転換させ、六箇月以上継続して雇用した中小企業事業主に対する助成を廃止する

こと。

ハ 育休復帰支援プランコースの改正

- (イ) 雇用管理に関する業務について知識を有する者の支援を受けることとする要件を廃止すること。
- (ロ) 次に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額を支給するものとする。

- (i) 対象者が期間の定めのない労働契約を締結している労働者であった場合に、中小企業事業主（この規定による支給を受けたものを除く。）に対し、三十万円

- (ii) 対象者が期間を定めて雇用する労働者であった場合に、中小企業事業主（この規定による支給を受けたものを除く。）に対し、三十万円

(五) 女性活躍加速化助成金の改正

女性活躍加速化助成金のうち、中小企業事業主以外の事業主に係る助成の要件に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けたこと又は一般事業主行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施し、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値以上となったことを加えること。

六十三 (略)

第二 (略)

第三 その他

- 一 この省令は、平成二十八年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。